

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

消防庁危険物保安室

平成30年11月1日から11月30日までの期間を中心に、全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）等の立入検査の実施結果について、消防庁危険物保安室長より周知依頼がありました。

関係会員事業者におかれましては、周知依頼の趣旨をご理解のうえ、危険物輸送の保安確保に向けた取り組み方について周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

【検査結果】

- (1) 移動タンク貯蔵所における無許可車両は112台（前年67台）であり、昨年と比較すると45台増加した。
- (2) 移動タンク貯蔵所における立入検査重点項目の定期点検に係る義務違反が、1,225台で、前年と比較すると、96台増加し、依然として違反台数が多い。

【検査結果を踏まえ、同室長より次のとおり要請がありました。】

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

〔重点事項〕

1. 移動タンク貯蔵所に関する項目

- ① 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底
（※注入ノズルの無許可変更事例が多い）
- ② 定期点検の実施及び点検記録等の備え付けの徹底
- ③ 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底
- ④ 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底

2. 危険物運搬車両に関する項目

- ① 運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- ② 転倒・落下防止装置をはじめとした適切な積載方法の徹底

3. 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行

必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底